

国土建第104号
平成28年5月17日

建設業労働災害防止協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」
の一部改正について

平成26年6月4日付けで公布された建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）のうち、許可に係る業種区分の見直しに関する改正規定は、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号）等とともに、本年6月1日から施行される予定です。ただし、建設業許可申請書等における法人番号記入欄の新設に係る改正については、本年11月1日より施行される予定です。

また、昭和46年の許可制度創設当時と比較し、企業ごとの取締役の人数が減少し、執行役員制度が導入されてきているなど、企業における業務執行の方法が異なってきて います。

このため、今般、経営業務の管理責任者としての経験等を有する者の配置が求められる「役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）」に、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等を追加することとしました。あわせて、経営業務の管理責任者としての経験と同等以上の能力を有することを示すために事業者が提出する書類のうち、執行役員等としての建設業に関する経営管理経験及び建設業に関する経営業務の補佐経験を確認するための書類について見直すこととしました。

つきましては、「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」を別添のとおり改正し、北海道開発局事業振興部長、各地方整備局建政部長及び沖縄総合事務局開発建設部長に通知するとともに、各都道府県建設業担当部局長に参考送付したところです。

貴職におかれましては、貴団体傘下の建設業者に周知・指導方お願いいいたします。

また、改正後の「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」は平成28年6月1日より適用されることとなっております。

【平成28年6月1日時点版（第1回）】

○ 國土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について

（平成13年4月3日国経建第99号 総合政策局建設業課長から地方整備局建設部長等あて）

最終改正 平成28年5月17日国土建第102号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により地方整備局長、北海道開拓局長及び沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）が建設業の許可（許可の更新を含む。以下同じ。）を行う際の基準及び標準処理期間については、別添1及び別添2により取り扱われるよう通知する。

なお、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項及び第6条の規定により、地方整備局長等が建設業の許可を行う際の基準及び標準処理期間については、これを定め、又は定めるよう努めた上、これらを備付けその他の適切な方法により公にしておかなければならないこととされているので、遺漏のないよう取り扱わたい。

〔別添1〕 地方整備局長等が建設業の許可を行う際の基準

第1章 一般建設業の許可（許可の更新を含む。以下同じ。）の基準
地方整備局長等は、許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次の第1から第5までに掲げる基準をすべて満たしていると認めたときでなければ、一般建設業の許可をしない（法第7条及び第8条関係）。

（経営業務の管理責任者）

第1 申請者が法人である場合には、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち常勤であるもの一人が、次の1から4までのいずれかに該当する者であること。また、申請者が個人である場合には、その者又はその配偶人のうち一人が、次の1から4までのいずれかに該当する者であること。

1 許可を受けようとする建設業に關し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者

2 許可を受けようとする建設業以外の建設業に關し7年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者

3 許可を受けようとする建設業に關し経営業務の管理責任者に準ずる地位（使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合には当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。）にあって次のいずれかの経験を有する者

（1） 経営業務の執行に關して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理した経験

（2） 7年以上経営業務を補佐した経験

4 國土交通大臣が1から3までに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定したものと認定した者

（注1） 「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいう。

「取締役」とは、株式会社の取締役をいう。

「執行役」とは、指名委員会等設置会社の執行役をいう。

「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種の組合等の理事等の組合等の理事等のほか、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経営業務の執行に關して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限移譲を受けた執行役員等をいう。当該執行役員等が、「これらに準ずる者」に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類により確認するものとする。

・ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類
組織団その他これに準ずる書類
業務執行を行う専任の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類
業務分掌規程その他これに準ずる書類
取締役会の決議により特定の事業部門に關して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に關して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類
定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類

（注2） 「役員のうち常勤であるもの」とは、原則として本社、本店において休日その他の勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に從事している者がこれに該当する。なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要求する旨併記及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しない。
なお、「役員」には、「これらに準ずる者」に該当する場合を除き、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれない。

（注3） 「支配人」とは、營業主に代わって、その營業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいう。

（注4） 「経営業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他の支店長、營業所長等營業取引上对外的に責任を有する地位にあつて、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理した経験を有する者をいう。

（注5） 「経営業務の執行に關して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を

総合的に管理した経験」(以下「執行役員等としての経営管理経験」という。)とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関する業務執行方針の委託を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。また、当該事業部門は、許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることとを要する。

執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験と、許可を受けようとする建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算5年以上である場合も、3(1)に該当するものとする。

3(1)に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が3(1)に掲げる条件に該当することが明らかになつていることを確認するものとする。

・ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行後に次ぐ職制上の地位にあることを確認するものとする。

・ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行後に次ぐ建設業に関する事業部門であることを確認するための書類

・ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類

・ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従つて、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類

・ 定款、執行役員規程、執行後員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類

執行役員等としての経営管理経験の期間を確認するための書類

(注6) 「経営業務を補佐した経験」(以下「補佐経験」という。)とは、経営業務の管理責任者に進ずる地位(法人の場合)は業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にある者、個人の場合は当該個人に次ぐ職制上の地位にある者)にあって、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について、從事した経験をいう。

許可を受けようとする建設業に関する7年以上の補佐経験については、許可を受けようとする建設業に関する補佐経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験又は許可を受けようとする建設業者としての経験の期間とが通算7年以上である場合も、3(2)に該当するものとする。

法人、個人又はその両方ににおいて7年以上の補佐経験を有する者については、許可を受けようとするのが法人であるか個人であるかを問わず、3(2)に該当するものとする。

3(2)に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が3(2)に掲げる条件に該当することが明らかになつていることを確認するものとする。

・ 被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又は個人に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類

組織団その他これに準ずる書類

・ 被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類

業務分掌規程、過去の東證書その他これらに準ずる書類

・ 补佐経験の期間を確認するための書類

人事発令書その他これらに準ずる書類

(注7) この基準は、許可を受けようとする建設業について、1から4までのいずれかに該当する者を一の建設業ごとにそれぞれ個別に置いていることを求めるものではなく、したがつて以上の建設業について許可を行ふ場合には、一の建設業につき1から4までのいずれかに該当する者が、他の建設業についても同時に1から4までのいずれかに該当する者であるときは、当該他の建設業についてもその者をもつてこの基準を満たしているものとして取り扱うものとする。

なお、1から4までのいずれかに該当する者が第2に規定する専任の技術者としての基準を満たしている場合には、同一営業所(原則として本店又は本店等)内に限つて当該技術者を兼ねることができるものとする。

(専任技術者)

第2 申請者が営業所ごとに次の1から5までのいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。

1 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し、学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に一定の学科を修めたもの

2 許可を受けようとする建設業に關し学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に規則第1条に規定する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定(平成6年文部省告示第84号)第2条に規定する専門士又は同規定第3条に規定する高度専門士を称するもの

3 許可を受けようとする建設業に關し学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後5年以内に実務の経験を有する者で在学中に規則第1条に規定する学科を修めたもの

4 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し、旧実業学校卒業程度検定規程(大正14年文部省令第30号)による検定で一定の学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規程(昭和18年文部省令第46号)による検定で一定の学科に合格した後3年以上実務の経

- 5 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関する実務の経験を有する者
6 許可を受けようとする建設業の種類に応じ、別表第2欄に掲げる者
7 國土交通大臣が1から6までに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者
- (注1) 「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に從事することを要する者をいう。会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であっても専任の技術者として取り扱う。
- 次に掲げるような者は、原則として、「専任」の者とはいえないものとして取り扱うものとする。
- ・ 住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
- ・ 他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者
- ・ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。）
- ・ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者
- (注2) 「高等学校」には、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。
- 「大学」には、旧大學令（大正7年勅令第38号）による大学を含む。
- 「高等専門学校」には、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。
- (注3) 「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、たゞ単に建設工事の難務のみの経験年数は含まれないが、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に從事し、又は現場監督技術者として監督に從事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めて取り扱うものとする。
- また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とする。なお、経験期間が重複しているものにあっては原則として二重に計算しないが、平成28年5月31日までにとび・土工工事業許可で請け負った解体工事に係る実務の経験の期間については、平成28年6月1日以降、とび・土工事業及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できる。また、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接從事できない工事に直接從事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として從事した実務の経験に限り経験期間に算入し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行後の解体工事に係る経験は、とび・

土工工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事登録で請け負ったものに限り経験期間に算入する。

(注4) 「一定の学科」とは、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、別表第1欄に掲げるるものである。

(注5) この基準は、許可を受けようとする建設業について、1から7までのいずれかに該当する者を一の建設業ごとにそれぞれ個別に置いていることを求めるものではなく、したがって二以上の建設業について許可を行う場合において、一の建設業につき1から7まででのいずれかに該当する者が、他の建設業についても同時に1から7までのいずれかに該当する者であるときは、当該他の建設業についてもその者をもってこの基準を満たしているとして取り扱う。

なお、専任の技術者と経営業務の管理責任者の兼任については、第1の注7を参照。

(職業性)

第3 中請者が法人である場合においては、当該法人又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者（法人格のある各種の組合等の理事等をいう。以下同じ。）又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）若しくは一定の使用人（支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者（支配人である者を除く。）をいう。以下同じ。）が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれがある場合においては、その者が個人である場合には、その者又は一定の使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかなる者ではないこと。申請者が個人である場合には、その者が個人である場合においては、その者が個人である場合においては、その者が明らかなる者ではないこと。

(注1) 「不正な行為」とは、請負契約の締結又は履行の際ににおける詐欺、脅迫、脅迫、横領等法律に違反する行為をいい、「不誠実な行為」とは、工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいう。

(注2) 申請者が法人である場合においては当該法人、その非常勤役員を含む役員等及び一定の使用人が、申請者が個人である場合においてはその者及び一定の使用人が、建築士法（昭和25年法律第202号）、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱うものとする。

(注3) 許可を受けて継続して建設業を営んでいた者については、注1に該当する行為をした事実が確認された場合は注2のいずれかに該当する者である場合を除き、この基準を満たすものとして取り扱うものとする。

(財産的基礎、金銭的信用)

第4 申請者が請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかなる者でないこと。

(注1) 「請負契約」には、工事一件の請負代金の額が建築一式工事にあっては1,500万円に満たない工事又は延べ面積150平方メートルに満たない木造住宅工事に係るもの、建築一式工事以外の工事にあっては500万円に満たない工事を二以上の契約に分割して請け負うこれらの中は、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除き、各契約の請負代金の額の合計額とし、また、注文者が材料料を提供する場合においては、その市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えた額とする。

(注2) 次のいずれかに該当する者は、倒産することが明白である場合を除き、この基準に適合しているものとして取り扱うものとする。

- ・自己資本の額が500万円以上である者
- ・500万円以上の資金を調達する能力を有すると認められる者
- ・許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者

ここで、「自己資本」とは、法人にあっては賃貸対照表における純資産合計の額を、個人にあっては期首資本金、事業主借権定及び事業主貸権定の合計額から事業主貸権定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保金の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。

(注3) この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあっては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあっては創業時における財務諸表により、それぞれ行う。

(次格要件)
第5 申請者が次の1から13まで(許可の更新を受けようとする申請者にあっては、1又は7から13まで)のいずれにも該当せず、かつ、許可申請書及びその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載がなく、並びに重要な事実の記載が欠けていないこと。

- 1 成件被後見人若しくは被保佐人又は被産者で復権を得ないもの
- 2 法第29条第1項第5号又は第6号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
- 3 法第29条第1項第5号又は第6号に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないことの決定があつた日までの間に法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で当該届出の日から5年を経過しない者

4 3に規定する期間内に法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、3の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは一定の使用人であつた者又は当該届出に係る個人の一定の使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

5 法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

6 許可を受けようとする建設業について法第29条の4の規定により営業を禁止され、その禁

止の期間が経過しない者

- 7 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 8 法、又は一定の法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 9 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- 10 営業に申し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から9まで又は11(法人でその後員等のうちに1から4まで又は6から9までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。)のいずれかに該当するもの
- 11 法人でその役員等又は一定の使用者のうちに、1から4まで又は6から9までのいずれかに該当する者(2に該当する者についてはその者が法第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、3又は4に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされた以前から、6に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は一定の使用者であった者を除く。)のあるいは12個一人で一定の使用者のうちに、1から4まで又は6から9までのいずれかに該当する者(2に該当する者についてはその者が法第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、3又は4に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、6に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の一一定の使用者であつた者を除く。)のあるいは13暴力団員等がその事業活動を支配する者

- (注)
「一定の法令の規定」とは、次に掲げるものである。
・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)に違反した者に係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条
・刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第220条又は第247条
・暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)
・建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条第1項又は第10項前段(同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項においてこれらとの規定を準用する場合を含む。)の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第98条第1項(第1号に係る部分に限る)
・宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第14条第2項、第3項又は第4項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第26条
・都市計画法(昭和43年法律第100号)第81条第1項の規定による国土交通大臣、

都道府県知事又は市長の命令に違反した者に係る同法第91条
景觀法（平成16年法律第110号）第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第101条

労働基準法（昭和22年法律第49号）第5条の規定に違反した者に係る同法第117条（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第44条第1項（建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第44条の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。）又は労働基準法第6条の規定に違反した者に係る同法第118条第1項

職業安定法（昭和22年法律第141号）第44条の規定に違反した者に係る同法第64条
労働者派遣法第4条第1項の規定に違反した者に係る同法第59条

第2章 特定建設業の許可（許可の更新を含む。以下同じ。）の基準
地方整備局長等は、申請者が次の第6から第10までに掲げる基準をすべて満たしていると認めるときでなければ、特定建設業の許可をしない（法第15条及び第17条関係）。

（経営業務の管理責任者）

第6 申請者が第1の基準と同様の基準を満たすものであること。
(専任技術者)

第7 申請者が営業所ごとに次の1から6までのいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。ただし、指定建設業の許可を受けようとする申請者にあっては、その営業所ごとに置くべき専任の者は、1に該当する者又は3から6までの規定により国土交通大臣が1に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者でなければならない。

- 1 許可を受けようとする建設業の種類に応じ、別表第3欄に掲げる者。
- 2 第2の1から5までのいずれかに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し、2年以上一定の指導監督的な実務の経験を有する者。
- 3 許可を受けようとする建設業が指定建設業である場合においては、次のすべてに該当する者で、国土交通大臣が1に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認めたもの。
- 昭和63年6月6時点で特定建設業の許可を受けて指定建設業に係る建設業を営んでいた者の専任技術者（法第15条第2号の規定により営業所ごとに置くべき専任の者をいいう。）として当該建設業に置かれていた者又は同日前1年間に当該建設業に係る建設工事に關し監理技術者として置かれていた経験のある者であること。
- ただし、電気工事業、造園工事業である場合においては、建設業法施行令の一部を改正する政令（平成6年政令第391号。以下「改正令」という。）の公布の日から改正令附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日までの間（以下「特定期間」という。）に特定建

設業の許可を受けて当該建設業を営む者の専任技術者（法第15条第2号の規定により営業所ごとに置くべき専任の者をいいう。）として当該建設業に係る建設工事に關し監理技術者として置かれた者又は特定期間若しくは改正令の公布前1年間に当該建設業に係る建設工事に關し監理技術者として置かれた経験のある者であること。

当該建設工事に係る昭和63年度、平成元年度又は平成2年度の法第27条第1項に規定する技術検定の1級試験を受験した者であること。

ただし、電気工事業、造園工事業である場合においては、当該建設業に係る平成6年度、平成7年度又は平成8年度の法第27条第1項に規定する技術検定の1級試験を受験した者であること。

許可を受けようとする建設業の種類に応じ、別表第4欄に掲げる講習の効果評定に合格した者であること。

- 4 許可を受けようとする建設業が管工事業である場合において、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による技能検定のうち、検定職種を1級の冷凍空気調和機器施工、配管（検定職種を「職業訓練法施行令」の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。）、空気調和設備配管、給排水設備配管又は配管工とするものに合格した者で、一定の考査に合格し、国土交通大臣が1に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認められたもの。
- 5 許可を受けようとする建設業が鋼構造物工事業である場合において、職業能力開発促進法による技能検定のうち、検定職種を1級の鉄工及び製繩とともに合格した者で、一定の考査に合格し、国土交通大臣が1に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認められたもの。

- 6 国土交通大臣が1から5までに掲げる者と同等以上の能力を有するものとして認定した者
(注1) 「専任」の者とは、第2の注1と同義である。
(注2) 「指定建設業」とは、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業をいう。
- (注3) 「一定の指導監督的な実務の経験」とは、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円（昭和59年10月1日前の経験にあっては1,500万円、昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前の経験にあっては3,000万円）以上であるものに関する指導監督的な実務の経験をいう。なお、発注者の側における経験又は下請負人としての経験を含まない。

「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいう。

(注4) 第2の1から5までのいずれかに該当するための期間の全部又は一部が、2に該当するための期間の全部又は一部と重複している場合には、当該重複する期間を第2の1から5までのいずれかに該当するための期間として算定すると同時に2に該当するための期間として算定してよい。

また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とする。なお、経験期間が重複している

ものにあつては二重に計算しないが、平成28年5月31日までにとび・土工事業許可で請け負った解体工事に係る実務の期間については、平成28年6月1日以降、とび・土工事業及び解体工事の実務の期間として二重に計算できる。また、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接從事できない工事に直接從事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として從事した実務の経験に限り経験期間に算入し、建設リサイクル法施行後の解体工事に係る経験は、とび・土工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負ったものに限り経験期間に算入する。

(注5) 4の「一定の考査」は、平成元年度、平成2年度及び平成3年度に財团法人全国建設研修センターによって実施された管工事技術者特別認定考査である。

(注6) 5の「一定の考査」は、平成元年度、平成2年度及び平成3年度に財团法人建設業振興基金によって実施された鋼構造物工事技術者特別認定考査である。

(注7) この基準は、許可を受けようとする建設業について、1から6までのいずれかに該当する者を一の建設業ごとにそれぞれ個別に置いてることを求めるものではなく、したがって二以上の建設業について許可を行いう場合において、一の建設業につき1から6までのいずれかに該当する者が、他の建設業についても同時に1から6までのいずれかに該当する者であるときは、当該他の建設業についてもその者をもつてこの基準を満たしているとして取り扱う。

なお、専任の技術者と第6の経営業務の管理責任者との兼任については、第1の注5を参照。

(誠実性)

第8 申請者が第3の基準と同様の基準を満たす者であること。

(財産的基礎、金銭的信用)

第9 申請者が発注者との間の請負契約で、その請負代金の額が8,000万円以上のものを履行するに足りる財産的基礎を有すること。

(注1) 次のすべての基準を満たす者は、倒産することが明白である場合を除き、この基準を満たしているものとして取り扱う。

- ・欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。
- ・流動比率が75%以上であること。

・資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。

ここで、「欠損の額」とは、法人にあつては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及び積立金の合計額を上回る額を、個人にあつては事業主損失が事業主借勘定から事業主借勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいう。

「流动比率」とは、流动資産を流动负债で除して得た数値を百分率で表したものといふ。

「资本金」とは、法人にあつては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいい、個人にあつては期首資本金をいう。

「自己資本」とは、法人にあつては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあつては期首資本金、事業主借勘定及び事業主借勘定の合計額から事業主借勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。

(注2) この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあつては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあつては創業時における財務諸表により、それぞれ行う。

ただし、当該財務諸表上では、資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに增资を行うことによって基準を満たすこととなつた場合には、資本金の額に関するこの基準を満たしているものとして取り扱う。

(欠格要件)

第10 申請者が第5の基準と同様の基準を満たす者であること。

〔別添2〕

地方整備局長等が建設業の許可（許可の更新を含む。）を行ふ際の標準的な処理期間について

建設業を営もうとする者が国土交通大臣許可を受けようとする場合に、許可の申請に要する書類が建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条により提出先とされているその主たる營業所の所在地を管轄する都道府県知事の事務所に到達してから、地方整備局長等が当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間については、次のとおり、おおむね120日程度を目安とする。

1 建設業の許可の申請に要する書類が申請者から都道府県知事の事務所に到達した後地方整備局長等の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間は、おおむね30日程度を目安とする。

2 地方整備局長等が当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、おおむね90日程度を目安とする。

(注1) 上記の期間は、適正な申請を前提にしており、形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間を含まないものである。また、適正な申請がなされていても、審査のため、申請者がその整備局長等又は都道府県知事が申請者に必要な資料の提供等を求めてから、申請者がその求めに応答するまでの期間は含まないものである。

(注2) 上記の期間は、申請の処理に要する期間の目安であり、その期間の経過をもって直ちに当該行政庁が行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第5項にいう「不作為の違法」に当たることにはならないものである。

別表

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
土木工事業	土木工学（農林土木、鉱山土木、森林土木、水防、治山、緑地又は港園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は社会技術監理部門（選択科目を「水産建設部門に係るもの」、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者	1 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は社会技術監理部門（選択科目を「水産建設部門に係るもの」、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者	財団法人全国建設研究センター及び社団法人日本建設機械化協会の行つた平成元年度又は平成2年度の土木技術者特別認定講習
建築工事業	建築又は都市工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「施設」又は「土建」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「施設」又は「土建」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者	財団法人全国建設研究センターによる建築施工管理免許金の行った平成元年度又は平成2年度の建築技術者特別認定講習
大工工事業	建築又は都市工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「施設」又は「土建」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者 3 駐車能力開発促進法による技能検定のうち検定種目を1級の建築大工事しくは型枠施工とするものに合格した者又は検定種目を2級の建築大工事しくは型枠施工とするものに合格した後大工工事に附し3年以上実務の経験を有する者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理（種別を「施設」又は「土建」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者 3 大工工事による1級建築士、2級建築士の免許を受けた者	4 平成16年4月1日時点での施業能力開発促進法又は同法附則第2条の規定による施行前の職業訓練法（昭和33年法律第133号）第25条第1項の規定による技能検定（以下「职业技能検定」という。）のうち検定職種を1級の建築大工事しくは型枠施工とするものに合格していた者 5 平成16年4月1日時点での技術検定の

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	
		うち検定職種を2級の建築大工又は型枠施工とするものに合格していた者であつてその後大工工事に關し3年以上実務の経験を有するもの			施工するものに合格した者又は検定職種を2級のとび工事に關し3年以上実務の経験を有する者、検定職種を2級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施工とするものに合格した後コンクリート工事に關し3年以上実務の経験を有する者若しくは検定職種を2級のウェルポイント施工とするものに合格した後土工工事に關し3年以上実務の経験を有する者				
6	建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者				4 平成16年4月1日の時点での技能検定のうち検定職種を1級のとび工、型枠施工、コンクリート圧送施工又はウェルポイント施工とするものに合格していた者				
7	大工工事業及び内装工上工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者				5 平成16年4月1日の時点での技能検定のうち検定職種を2級のとび工事に關し1年以上の実務の経験を有するもの、検定職種を2級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施工するものに合格していた者であつてその後コンクリート工事に關し1年以上の実務の経験を有する者又は検定職種を2級のウェルポイント施工とするものに合格していいた者であつてその後土工工事に關し1年以上の実務の経験を有するもの				
左官	土木工学又は建築学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「土上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 廉業能力開発促進法による技術検定のうち検定職種を1級の左官とするものに合格した者又は検定職種を2級の左官とするものに合格した後左官工事に關し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日の時点での技能検定のうち検定職種を1級の左官とするものに合格していいた者	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者		6 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を離脱するための試験であつて建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録地すべり防止工事試験」という。）に合格した後土工工事に關し1年以上実務の経験を有する者				
土木工事業		4 平成16年4月1日の時点での技能検定のうち検定職種を2級の左官とするものに合格していいた者であつてその後左官工事に關し3年以上実務の経験を有する者			7 社団法人斜面災対策技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成17年度までの地すべり防止工事資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事として登録した後土工工事に關し1年以上実務の経験を有する者				
とび・士工	土木工学又は建築学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」又は「渠流注入」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「森林土木」、又は「農業土木」、又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工、1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）		8 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて規則第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものに合格した者				
工事業		3 廉業能力開発促進法による技術検定のうち検定職種を1級のとび工事、型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウェルポイント	3 廉業能力開発促進法による技術検定のうち検定職種を1級のとび工事、型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウェルポイント		9 土木工事業及び土工工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・士工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者				

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
		うち検定職種を2級の建築大工又は型枠施工とするものに合格していた者であつてその後大工工事に關し3年以上実務の経験を有するもの		
6	建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者			
7	大工工事業及び内装工上工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者			
左官	土木工学又は建築学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「土上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 廉業能力開発促進法による技術検定のうち検定職種を1級の左官とするものに合格した者又は検定職種を2級の左官とするものに合格した後左官工事に關し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日の時点での技能検定のうち検定職種を1級の左官とするものに合格していいた者	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者	
土木工事業		4 平成16年4月1日の時点での技能検定のうち検定職種を2級の左官とするものに合格していいた者であつてその後左官工事に關し3年以上実務の経験を有する者		
とび・士工	土木工学又は建築学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」又は「渠流注入」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「森林土木」、又は「農業土木」、又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工、1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）	
工事業		3 廉業能力開発促進法による技術検定のうち検定職種を1級のとび工事、型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウェルポイント	3 廉業能力開発促進法による技術検定のうち検定職種を1級のとび工事、型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウェルポイント	

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第3欄	第4欄

1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とする者

2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格したものに合格した者

3 平成16年4月1日の時点での技術検定のうち検定種目を1級のブロック塗装若しくは石材施工とするものに合格した者又は後石工とするものに合格した後石工事に關し3年以上実務の経験を有する者

4 平成16年4月1日の時点での技術検定のうち検定種目を1級のブロック塗装若しくは石材施工、ブロック塗装工、石材施工、石材施工、石材施工及び石材施工とするものに合格していいた者

5 平成16年4月1日の時点での技術検定のうち検定種目を1級の建築施工、石材施工、石積み又は石工とするものに合格していいた者

6 平成16年4月1日の時点での技術検定のうち検定種目を1級のブロック塗装若しくは石材施工、ブロック塗装工、石材施工、石積み又は石工とするものに合格していいた者

7 平成16年4月1日の時点での技術検定のうち検定種目を1級の建築施工とするものに合格していいた者

8 建築工事業及び屋根工事業に係る施設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、屋根工事業に係る施設工事に關し3年以上実務の経験を有する者

9 建築工事業及び屋根工事業に係る施設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、屋根工事業に係る施設工事に關し3年以上実務の経験を有する者

10 とび・土工工事業及び解体工事業に係る施設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る施設工事に關し8年以上実務の経験を有する者

1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築板金作業とするものに限る。）、かわらぶき又はスレート施工とするものに合格していいた者

2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定種目を1級の建築板金若しくはかわらぶき又はスレート施工とするものに合格していいた者

3 平成16年4月1日の時点での技術検定のうち検定種目を1級の建築板金作業とするものに合格していいた者

4 平成16年4月1日の時点での技術検定のうち検定種目を1級の建築板金作業とするものに限る。）、かわらぶき又はスレート施工とするものに合格していいた者

5 平成16年4月1日の時点での技術検定のうち検定種目を1級の建築板金作業とするものに限る。）、かわらぶき又はスレート施工とするものに合格していいた者

6 平成16年4月1日の時点での技術検定のうち検定種目を1級の建築板金作業とするものに限る。）、かわらぶき又はスレート施工とするものに合格していいた者

7 平成16年4月1日の時点での技術検定のうち検定種目を1級の建築板金作業とするものに合格していいた者

8 建築工事業及び屋根工事業に係る施設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、屋根工事業に係る施設工事に關し3年以上実務の経験を有する者

9 建築工事業及び屋根工事業に係る施設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、屋根工事業に係る施設工事に關し3年以上実務の経験を有する者

10 とび・土工工事業及び解体工事業に係る施設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る施設工事に關し8年以上実務の経験を有する者

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
石工事業	土木工学又は建築学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定種目を1級の建築施工管理若しくは石材施工とするものに合格した者又は後石工とするものに合格した者 3 平成16年4月1日の時点での技術検定のうち検定種目を1級のブロック塗装若しくは石材施工、ブロック塗装工、石材施工、石材施工及び石材施工とするものに合格していいた者 4 平成16年4月1日の時点での技術検定のうち検定種目を1級の建築施工、石材施工、石積み又は石工とするものに合格していいた者 5 平成16年4月1日の時点での技術検定のうち検定種目を1級の建築施工、石材施工、石積み又は石工とするものに合格していいた者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築板金作業とするものに限る。）、かわらぶき又はスレート施工とするものに合格していいた者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築板金作業とするものに限る。）、かわらぶき又はスレート施工とするものに合格していいた者
屋根工事業	土木工学又は建築学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者 3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定種目を1級の建築板金若しくはかわらぶき又はスレート施工とするものに合格した者又は後石工とするものに合格した者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者 3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定種目を1級の建築板金若しくはかわらぶき又はスレート施工とするものに合格した者又は後石工とするものに合格した者	1 法による第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第7項の規定によりこれらの免状の交付を受けた者を含む。）であつて、その免状の交付を受けた後電気工事に關し5年以上実務の経験を有する者 2 電気工事法（昭和35年法律第139号）による第1種電気主任技術者免状の交付を受けた者又は第2種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第7項の規定によりこれらの免状の交付を受けた者を含む。）であつて、その免状の交付を受けた後電気工事に關し5年以上実務の経験を有する者 3 建築工事業及び屋根工事業に係る施設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、屋根工事業に係る施設工事に關し3年以上実務の経験を有する者 4 平成16年4月1日の時点での技術検定のうち検定種目を1級の建築板金作業とするものに限る。）、かわらぶき又はスレート施工とするものに合格していいた者

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
	5 平成16年4月1日時点での技能検定のうち検定職種を1級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管（検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号、以下「昭和48年改正政令」という。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者		
	6 平成16年4月1日時点での技能検定のうち検定職種を2級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者であってその後管工事に関する1年以上実務の経験を有するもの		
	7 建築士法第20条第4項に規定する建築配管に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後管工事に関する1年以上実務の経験を有する者		
	8 水道法（昭和32年法律第177号）による給水装置工事技術者免状の交付を受けた後管工事に関する1年以上実務の経験を有する者		
	9 施設計装試験に合格した後管工事に関する者		
	10 社団法人日本計装工業会の行う平成17年度までの1級の計装工士技術審査に合格した後管工事に関する1年以上実務の経験を有する者		
タイル ・れん が・ブ ロック 工事業	土木工学、建築学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者
		3 能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のタイル張り、鏡面加工（以下「タイル張り工、鏡面工」という。）とするものに合格した者はブロック建築とするものに合格した者又は検定職種を2級のタイル張り、鏡面加工（以下「ブロック建築」とするものに合格した者）とするものに合格した者	3 能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のタイル張り、鏡面加工（以下「タイル張り工、鏡面工、鏡面工、ブロック建築」という。）とするものに合格した者
		4 平成16年4月1日時点での技能検定のうち検定職種を1級のタイル張り、タイル張り工、鏡面工、鏡面工、ブロック建築とし	

第1欄		第2欄		第3欄		第4欄			
鉄筋工事業	土木工学、建築工学、又は機械工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「軒外」とするものに限る。）とするものに合格した者	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理とするものに合格した者		法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理とするものに合格した者	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者		
	2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合規した後鉄筋工事に關し3年以上実務の経験を有する者（検定職種を1級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を1級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合規した後鉄筋工事に關し3年以上実務の経験を有する者）に合規した者	2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合規した後鉄筋工事に關し3年以上実務の経験を有する者（検定職種を1級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を1級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合規した後鉄筋工事に關し3年以上実務の経験を有する者）に合規した者							
舗装工事業	土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科	3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の鉄筋組立てとするものに合規していた者	4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を鉄筋施工とし、かつ、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を鉄筋施工とし、かつ、選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合規していた者であつてその後鉄筋工事に關し1年以上実務の経験を有する者又は検定職種を2級の鉄筋組立てとするものに合規していた者であつてその後鉄筋工事に關し1年以上実務の経験を有するもの（検定職種を1級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を1級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合規していた者）に合規していれば、業務の経験は要しない。)	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合規した者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合規した者	1 法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合規した者	1 法による第二次試験のうち機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合規した者	1 法による第二次試験のうち機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに合規した者	1 法による第二次試験のうち機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに合規した者
	2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合規した者	2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合規した者							

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
5	くはブロック建築工とするもの又は検定職種をわんくはコンクリート積み工とするものに合格していた者	平成16年4月1日時点での技能検定のうち検定職種を2級のタイル張り、タイル張り工、漆喰、塗装、ブロック建築又はブロック建築工とするものに合格していた者であってその後タイル・レンガ・ブロック工事に關し1年以上実務の経験を有するもの	6 平成24年3月31日時点での職業能力開発促進法による技術検定のうち検定職種をれんが積み又はコンクリート積みブロック施工とするものに合格していた者	6 平成16年4月1日時点での技能検定のうち検定職種を2級のタイル張り、タイル張り工、漆喰、塗装、ブロック建築又はブロック建築工とするものに合格していた者であってその後タイル・レンガ・ブロック工事に關し1年以上実務の経験を有するもの
6	土木工学、建築工学、又は機械工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定職種目を1級の土木施工管理技術者を2級の土木施工管理技術者を「土木」とするものに限る。) 又は1級の建築施工管理技術者を「气体」とするものに限る。) とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。) 又は社会技術監理部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。) 又は総合技術監理部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。) とするものに合格した者 4 職業能力開発促進法による技術検定のうち検定職種を1級の鉄工(検定職種を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。以下同じ。)とするものに合格した者又は2級の鉄工とするものに限る。) と合格した後鋼構造物工事に關し3年以上実務の経験を有する者 5 平成16年4月1日時点での技能検定のうち検定職種を1級の鉄工(検定職種を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。) とするものに合格していいた者 6 平成16年4月1日時点での技能�定のうち検定職種を2級の鉄工又は鋼構造工とするものに合格していた者であってその後鋼構造物工事に關し1年以上実務の経験を有するもの	1 法による技術検定のうち検定職種目を1級の土木施工管理技術者を2級の土木施工管理技術者を「土木」とするものに限る。) 又は1級の建築施工管理技術者を「气体」とするものに限る。) とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。) 又は社会技術監理部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。) とするものに合格した者 4 職業能力開発促進法による技術検定のうち検定職種を1級の鉄工(検定職種を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。以下同じ。)とするものに合格した者又は2級の鉄工とするものに限る。) と合格した後鋼構造物工事に關し3年以上実務の経験を有する者 5 平成16年4月1日時点での技能検定のうち検定職種を2級の鉄工(検定職種を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。) とするものに合格していいた者 6 平成16年4月1日時点での技能検定のうち検定職種を2級の鉄工又は鋼構造工とするものに合格していた者であってその後鋼構造物工事に關し1年以上実務の経験を有するもの	財団法人全国建設研修センター及び社団法人日本建設機械検査協会の行なった平成元年度若しくは平成2年度の土木技術者特別認定講習又は財團法人建設振興基金の行なった平成元年度若しくは平成2年度の建築技術者特別認定講習

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
塗装工事業	1 法による技術検定のうち検定項目を1級の土木施工管理又は機械工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定項目を1級の土木施工管理又は2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者	1 法による技術検定のうち検定項目を1級の土木施工管理又は2級の土木施工管理(種別を「鋼構造物塗装」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選抜科目を建設部門に係るものに限る。)又は総合技術監理部門(選抜科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選抜科目を「水産土木」とするものに限る。)とするとするものに合格した者	4 平成16年4月1日時点での技能検定のうち検定難度を2級のガラス施工とするものに合格していった者	4 平成16年4月1日時点での技能検定のうち検定難度を2級のガラス施工とするものに合格していった者	4 平成16年4月1日時点での技能検定のうち検定難度を2級の土木施工管理(種別を「鋼構造物塗装」とするものに限る。)又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者	法による技術検定のうち検定難度を1級の土木施工管理(種別を「鋼構造物塗装」とするものに限る。)又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者	法による技術検定のうち検定難度を1級の土木施工管理(種別を「鋼構造物塗装」とするものに限る。)又は1級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者
板金工事業	1 法による技術検定のうち検定項目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者	1 法による技術検定のうち検定項目を1級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするとするものに合格した者	1 法による技術検定のうち検定項目を1級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするとするものに合格した者	4 平成16年4月1日時点での技能検定のうち検定難度を1級の塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工若しくは建築塗装とするもの又は検定難度を路面標示施工とするものに合格していった者	4 平成16年4月1日時点での技能検定のうち検定難度を1級の塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工若しくは建築塗装とするもの又は検定難度を路面標示施工とするものに合格していった者	4 平成16年4月1日時点での技能検定のうち検定難度を2級の塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工又は建築塗装とするものに合格していった者であってその後板金工事に關し1年以上実務の経験を有するものに合格していった者	法による技術検定のうち検定難度を1級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者	法による技術検定のうち検定難度を1級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者
ガラス工事業	1 法による技術検定のうち検定項目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者	1 法による技術検定のうち検定項目を1級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするとするものに合格した者	1 法による技術検定のうち検定項目を1級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするとするものに合格した者	4 平成16年4月1日時点での技能検定のうち検定難度を1級のガラス施工とするものに合格していった者	4 平成16年4月1日時点での技能検定のうち検定難度を1級のガラス施工とするものに合格していった者	4 平成16年4月1日時点での技能検定のうち検定難度を1級の防水施工とするものに合格していった者	法による技術検定のうち検定難度を2級のガラス施工とするものに合格していった者	法による技術検定のうち検定難度を2級の防水施工とするものに合格していった者

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
しゅんせつ工事業	1 法による技術検定のうち検定項目を1級の土木工学又は機械工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定項目を1級の土木施工管理又は2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者	1 法による技術検定のうち検定項目を1級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするとするものに合格した者	1 法による技術検定のうち検定難度を1級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者
ガラス工事業	1 法による技術検定のうち検定項目を1級の建築工学又は都市工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定項目を1級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするとするものに合格した者	1 法による技術検定のうち検定項目を1級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするとするものに合格した者	1 法による技術検定のうち検定難度を1級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	
さく井 工事業	土木工学、鉱 山学、機械工 学又は衛生 工学に関する学科	1 技術士法による第2級の造園とするものに合格していた者であってその後工事に關し1年以上実務の経験を有するもの。 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のさく井とするものに合格した者又は検定職種を2級のさく井とするものに合格した後さく井工事に關し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日前点で旧技能検定のうち検定職種を1級のさく井とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日前点で旧技能検定のうち検定職種を2級のさく井とするものに合格していた者であつてその後さく井工事に關し1年以上実務の経験を有するもの 5 登録地すべり防止工事試験に合格した後さく井工事に關し1年以上実務の経験を有する者 6 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成17年度までの地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事として登録した後さく井工事に關し1年以上実務の経験を有する者	技術士法による第2級の造園とするものに合格した技術部門を上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用排水道」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上水道及び工業用排水道」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のさく井とするものに合格した後さく井工事に關し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日前点で旧技能検定のうち検定職種を1級のさく井とするものに合格した者 4 平成16年4月1日前点で旧技能検定のうち検定職種を2級のさく井とするものに合格した者であつてその後さく井工事に關し1年以上実務の経験を有するもの 5 登録地すべり防止工事試験に合格した後さく井工事に關し1年以上実務の経験を有する者 6 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成17年度までの地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事として登録した後さく井工事に關し1年以上実務の経験を有する者	技術士法による第2級の造園とするものに合格した技術部門を上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用排水道」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上水道及び工業用排水道」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のさく井とするものに合格した後さく井工事に關し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日前点で旧技能検定のうち検定職種を1級のさく井とするものに合格した者 4 平成16年4月1日前点で旧技能検定のうち検定職種を2級のさく井とするものに合格した者であつてその後さく井工事に關し1年以上実務の経験を有するもの 5 登録地すべり防止工事試験に合格した後さく井工事に關し1年以上実務の経験を有する者 6 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成17年度までの地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事として登録した後さく井工事に關し1年以上実務の経験を有する者	技術士法による第2級の造園とするものに合格した技術部門を上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用排水道」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上水道及び工業用排水道」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のさく井とするものに合格した後さく井工事に關し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日前点で旧技能検定のうち検定職種を1級のさく井とするものに合格した者 4 平成16年4月1日前点で旧技能検定のうち検定職種を2級のさく井とするものに合格した者であつてその後さく井工事に關し1年以上実務の経験を有するもの 5 登録地すべり防止工事試験に合格した後さく井工事に關し1年以上実務の経験を有する者 6 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成17年度までの地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事として登録した後さく井工事に關し1年以上実務の経験を有する者
建 具 工 事 業	建築学又は機械工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の繊維施工管理又は2級の繊維施工管理（選択科目を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の道具製作、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工若しくはサッシ施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の道具製作、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工若しくはサッシ施工とするものに合格した後繊維施工に關し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日前点で旧技能検定のうち検定職種を1級の木工（選択科目を「道具製作業」とするものに限る。）とするものに合格した者 4 平成16年4月1日前点で旧技能検定のうち検定職種を1級の木工（選択科目を「道具製作業」とするものに限る。）とするものに合格した者	法による技術検定のうち検定種目を1級の繊維施工管理又は2級の繊維施工管理（選択科目を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の道具製作、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工若しくはサッシ施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の道具製作、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工若しくはサッシ施工とするものに合格した後繊維施工に關し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日前点で旧技能検定のうち検定職種を1級の木工（選択科目を「道具製作業」とするものに限る。）とするものに合格した者 4 平成16年4月1日前点で旧技能検定のうち検定職種を1級の木工（選択科目を「道具製作業」とするものに限る。）とするものに合格した者	法による技術検定のうち検定種目を1級の繊維施工管理又は2級の繊維施工管理（選択科目を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の道具製作、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工若しくはサッシ施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の道具製作、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工若しくはサッシ施工とするものに合格した後繊維施工に關し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日前点で旧技能検定のうち検定職種を1級の木工（選択科目を「道具製作業」とするものに限る。）とするものに合格した者 4 平成16年4月1日前点で旧技能検定のうち検定職種を1級の木工（選択科目を「道具製作業」とするものに限る。）とするものに合格した者	

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
	ものに合格していた者。		
6	平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を 2 級のとび又はコンクリート工事に合格していた者であつてその後解体工事に関する実務の経験を有するもの。	し第 2 の 1 から 7 まで及び 9 のいずれかに該当している者のうち、とび・土工・コンクリート工事に関する者。	
7	解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて規則第 7 条の 4 から第 7 条の 6 までの規定により国土交通大臣の認可を受けたものに合格した者。	平成 27 年度までに実施された法による技能検定のうち検定項目を 1 級の建設機械施工とするものに合格した者。	
8	土木事業及び解体工事業に係る建設工事に関する実務の経験を有する者。	平成 27 年度までに実施された技術士法による第二次試験のうち技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」）とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」）とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）と/or し第 2 者。	
9	建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関する実務の経験を有する者。	し第 2 の 1 から 7 まで及び 9 のいずれかに該当している者のうち、解体工事業に係る建設工事に関する実務の経験を有する者。	
10	土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関する実務の経験を有する者。	し第 2 の 1 から 7 まで及び 9 のいずれかに該当している者のうち、解体工事業に係る建設工事に関する実務の経験を有する者。	
11	建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年国土交通省令第 83 号。以下平成 27 年改正省令）という。）の施行の際現にとび・土工・コンクリート工事に該当している者。	平成 27 年改正省令の施行の際現にとび・土工・コンクリート工事に該当している者。	
12	平成 27 年改正省令の施行の際現にとび・土工・コンクリート工事に該当している者。	第 7 条第 2 号イ又はロに該当している者。	
13	平成 27 年改正省令の施行の際現にとび・土工・コンクリート工事に該当している者。	第 7 条第 3 第 1 号及び第 2 号に掲げる者。	
14	平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を 1 級の型枠施工、コンクリート圧送施工又はウェルボイント施工とするものに合格していた者。	平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を 2 級の型枠施工又はコンクリート圧送施工とするものに合格していた者であつて、かつ、その後平成 27 年改正省令の施行の前にとび工事に関する実務の経験を有するに至った者。	
15	平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を 2 級の型枠施工又はコンクリート圧送施工とするものに合格していた者であつて、かつ、その後平成 27 年改正省令の施行の前にコンクリート工事に関する実務の経験を有するに至った者。	平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を 2 級の型枠施工又はコンクリート圧送施工とするものに合格していた者であつて、かつ、その後平成 27 年改正省令の施行の前にコンクリート工事に関する実務の経験を有するに至った者。	

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
	年以上実務の経験を有するに至った者		
	17 平成 16 年 4 月 1 日時点では既に検査のうち検定職種を 2 級のウェルポイント施工とするものに合格していた者であつて、かつ、その後平成 27 年改正省令の施行の前に土工工事に關し 1 年以上実務の経験を有するに至った者		

(注1) 解体工事業の項第 2 標及び第 3 標の登録については、平成 27 年改正省令附則第 2 条第 2 項の表の規定により読み替えられた建設業法施行規則第 18 条の 3 の 2 から第 18 条の 3 の 16

まで(第 18 条の 3 の 6 第 10 項を除く。)の規定を準用する。

(注2) 解体工事業の項第 2 標第 11 号から第 18 号まで並びに同項第 3 標第 4 号から第 6 号は、平成 33 年 3 月 31 日までの間に限り有効とする。